

平成30年9月6日

株 主 各 位

大阪府中央区安土町二丁目3番13号
株 式 会 社 き ち り
代表取締役社長 平 川 昌 紀

第20期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第20期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年9月26日(水曜日)午後6時30分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年9月27日(木曜日)午後2時(受付開始:午後1時)
2. 場 所 大阪市北区中之島一丁目1番27号
大阪市中央公会堂『大集会室』
(末尾記載の株主総会会場ご案内図をご参照のうえ、ご来場ください)
3. 目的事項
報告事項 第20期(平成29年7月1日から平成30年6月30日まで)事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 吸収分割契約承認の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役6名選任の件
第4号議案 監査役2名選任の件
第5号議案 ストック・オプションとして新株予約権を発行する件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

本招集ご通知に際して提供すべき書面のうち、「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレス <http://www.kichiri.com/>)に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の提供書面は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査をした計算書類の一部であります。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正すべき事項が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト(アドレス <http://www.kichiri.com/>)に掲載させていただきます。

## (提供書面)

# 事業報告

(平成29年7月1日から)  
(平成30年6月30日まで)

## 1. 会社の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善や日本銀行の金融緩和策等の効果による設備投資の堅調な伸びが続き、企業収益は総じて改善基調を維持し増加傾向を続けております。一方で、個人消費は、物価上昇率低下に伴う実質所得の下げ止まりや消費者マインドの改善もあり、緩やかに拡大の動きが続いています。

当外食業界におきましては、景気回復に伴い、高価格帯商品にシフトする消費者志向の変化が見られたものの、一部では消費者の節約志向が残っており、また、中食業界の拡大、新規参入が容易であること等による競争の激化等により、厳しい経営環境が続いております。

このような状況の中、当社は新業態の開発に注力し、平成29年9月に東京都新宿区のJR新宿駅直結ビルにテイクアウト専用パンケーキ店「BEAR'S SUGAR SHACK」の新規出店を進めるとともに、平成30年4月には“LUCUA osaka”地下2階『キッチン&マーケット』内にイタリアンフードマーケット「Merca」とフレッシュガーデンエリア「石窯焼きハンバーグ&ステーキ」の新規出店を行いました。更に、当社ブランドの更なる認知度向上を企図し、愛知県日進市に主要業態の「いしがまやハンバーグ」を出店いたしました。

また、プラットフォームシェアリング事業については、外食企業向けの更なるプラットフォーム強化を進めるとともに異業種のブランドホルダーに対する出店支援コンサルティング業務の提供も増加しており、今後につきましても、あらゆる可能性を模索しながら、事業の拡大に努めたいと考えています。

その結果、当事業年度における売上高は、9,241百万円（前期比4.5%増）、営業利益358百万円（前期比12.4%増）、経常利益355百万円（前期比11.9%

増)、当期純利益147百万円(前期比13.5%減)となりました。

② 設備投資の状況

当事業年度において当社が実施しました設備投資の総額は172百万円であり、その主なものは次のとおりであります。

|          | 業 態          | 店舗名                                       | 開設月・<br>業態変更月 |
|----------|--------------|-------------------------------------------|---------------|
| 新規<br>出店 | 「 そ の 他 」    | BEAR'S SUGAR SHACK                        | 平成29年9月       |
|          | 「いしがまやハンバーグ」 | いしがまやハンバーグ<br>プライムツリー赤池                   | 平成29年11月      |
|          | 「 そ の 他 」    | M e r c a - メルカー<br>イタリアンフード<br>マ ー ケ ッ ト | 平成30年4月       |
|          | 「 そ の 他 」    | フレッシュガーデンエリア<br>石 窯 焼 き<br>ハンバーグ&ステーキ     | 平成30年4月       |

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区 分            | 第 17 期<br>(平成27年6月期) | 第 18 期<br>(平成28年6月期) | 第 19 期<br>(平成29年6月期) | 第 20 期<br>(当事業年度)<br>(平成30年6月期) |
|----------------|----------------------|----------------------|----------------------|---------------------------------|
| 売 上 高(千円)      | 7,371,478            | 8,031,789            | 8,845,355            | 9,241,583                       |
| 経 常 利 益(千円)    | 439,085              | 424,040              | 317,876              | 355,558                         |
| 当 期 純 利 益(千円)  | 116,311              | 256,470              | 170,766              | 147,719                         |
| 1株当たり当期純利益 (円) | 11.48                | 25.70                | 16.94                | 14.45                           |
| 総 資 産(千円)      | 3,296,443            | 4,004,290            | 4,426,312            | 4,392,210                       |
| 純 資 産(千円)      | 1,568,458            | 1,584,223            | 1,829,684            | 1,900,718                       |
| 1株当たり純資産額 (円)  | 155.05               | 160.55               | 178.95               | 185.89                          |

(注) 千円単位の記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## (3) 重要な子会社の状況

| 会 社 名            | 資本金    | 出資比率   | 事 業 内 容                                     |
|------------------|--------|--------|---------------------------------------------|
| 株式会社オープンクラウド     | 14百万円  | 71.4%  | クラウド型サービスの開発、販売<br>クラウド型サービスの導入<br>コンサルティング |
| KICHIRI USA INC. | 10万米ドル | 100.0% | 米国における日本食業態の展開                              |
| 株式会社ユニゾン・ブルー     | 17百万円  | 100.0% | 日本における『Plataran』ブランドのレストラン部門の展開             |

(注) 株式会社ユニゾン・ブルーにつきましては、日本における『Plataran』ブランドのレストラン部門の展開を目的として平成30年6月15日に設立いたしました。

#### (4) 対処すべき課題

当社の属する外食業界は、市場への参入障壁が比較的低いことから新規参入が多く、加えて顧客嗜好の多様化により、店舗間の競合・競争が激化しております。そして、業界自体が成熟する中では、マーケットと向き合い、常に新しい価値を提供し続けることが重要であると考えております。このような状況の中、当社は「外食産業の新たなスタンダードの創造」という目標を達成するため、以下の点に取り組んでいく方針であります。

##### ①競合優位性について

当社は、KICHIRI業態・いしがまやハンバーグ業態・オムライス業態等、あらゆる立地に対応した様々な業態を保有しており、トレンドを的確に捉える高い業態開発力を持っています。また、従業員一人ひとりが、当社の企業理念である「大好きが一杯」を表現し、当社独自の“おもてなし”を提供することで競合他社との差別化を図ってまいります。

##### ②人材確保及び教育について

当社は、ホスピタリティに溢れた優秀な人材の継続的確保が重要な経営課題であると認識しております。そのため、中途採用による即戦力となる人材の確保はもちろん、新卒者の採用を積極的に行っています。これまでのピラミッド型の組織体系ではなく、多く階層を持たないフラットな組織体系によって情報の伝達を早めることで、風通しの良い、従業員一人ひとりの働く意欲を高められる組織を構築しております。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

#### (5) 主要な事業内容（平成30年6月30日現在）

当社の主要な事業は飲食事業であります。関西圏・関東圏を中心に、「Casual Dining KICHIRI」を31店舗、「新日本様式」を9店舗、「いしがまやハンバーグ」を18店舗、「3 Little Eggs」を5店舗、その他30店舗の合計93店舗を直営にて展開しております。

(6) 主要な営業所（平成30年6月30日現在）

|      |      |      |
|------|------|------|
| 大阪本社 | 大阪府  | 30店舗 |
| 東京本社 | 東京都  | 27店舗 |
| 店 舗  | 神奈川県 | 10店舗 |
|      | 埼玉県  | 7店舗  |
|      | 兵庫県  | 6店舗  |
|      | 京都府  | 3店舗  |
|      | 奈良県  | 3店舗  |
|      | 千葉県  | 3店舗  |
|      | 愛知県  | 2店舗  |
|      | 長野県  | 1店舗  |
|      | 広島県  | 1店舗  |
|      | 合計   | 93店舗 |

(7) 使用人の状況（平成30年6月30日現在）

| 使用人数        | 前事業年度末比増減   | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|-------------|-------------|-------|--------|
| 326 (750) 名 | 10名減 (63名増) | 28.7歳 | 3.2年   |

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数（アルバイト）は、最近1年間の平均雇用人員（1日8時間換算）を（ ）外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成30年6月30日現在）

| 借入先         | 借入額         |
|-------------|-------------|
| 株式会社りそな銀行   | 475,000千円   |
| 株式会社池田泉州銀行  | 431,717千円   |
| 株式会社みずほ銀行   | 252,500千円   |
| 株式会社三井住友銀行  | 180,744千円   |
| 株式会社三菱UFJ銀行 | 15,490千円    |
| 計           | 1,355,451千円 |

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 株式の状況（平成30年6月30日現在）

(1) 発行可能株式総数 33,600,000株

(2) 発行済株式の総数 10,550,400株

(3) 株主数 12,470名

### (4) 大株主（上位10名）

| 株主名                       | 持株数        | 持株比率  |
|---------------------------|------------|-------|
| 株式会社エムティアンドアソシエイツ         | 4,152,000株 | 40.6% |
| 葛原 昭                      | 370,000株   | 3.6%  |
| 平川 勝基                     | 259,500株   | 2.5%  |
| 平川 昌紀                     | 242,300株   | 2.4%  |
| 平田 哲士                     | 198,200株   | 1.9%  |
| 平川住宅株式会社                  | 136,800株   | 1.3%  |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)   | 135,800株   | 1.3%  |
| 清原 康孝                     | 124,700株   | 1.2%  |
| 平川 貴史                     | 105,700株   | 1.0%  |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) | 102,300株   | 1.0%  |

(注) 1. 当社は自己株式(325,662株)を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### 3. 会社役員 の 状況

#### (1) 取締役及び監査役の状況 (平成30年6月30日現在)

| 地 位     | 氏 名  | 担当及び重要な兼職の状況                                                                                          |
|---------|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長 | 平川昌紀 | KICHIRI USA INC. PRESIDENT<br>イーターリー・アジア・パシフィック株式会社取締役<br>株式会社ユニゾン・ブルー取締役                             |
| 常務取締役   | 葛原昭  | 経営管理本部長<br>株式会社オープンクラウド代表取締役社長<br>イーターリー・アジア・パシフィック株式会社監査役<br>株式会社ユニゾン・ブルー監査役                         |
| 取締役     | 平田哲士 | 営業統括本部長<br>株式会社ユニゾン・ブルー代表取締役社長                                                                        |
| 取締役     | 松藤慎治 | 商品統括本部長                                                                                               |
| 取締役     | 木村敏晴 | 合同会社コロボックル代表<br>株式会社フロンティアベース代表取締役                                                                    |
| 常勤監査役   | 長鋪潤  |                                                                                                       |
| 監査役     | 榎卓生  | 株式会社マネージメントリファイン代表取締役<br>税理士法人大手前総合事務所代表社員<br>S P K株式会社社外監査役<br>株式会社T Bグループ社外監査役<br>株式会社アイ・ピー・エス社外取締役 |
| 監査役     | 井上賢  | ACCESS法律事務所代表                                                                                         |

- (注) 1. 取締役木村敏晴氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役榎卓生氏及び監査役井上賢氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役榎卓生氏は、公認会計士の資格を有しており、財務・会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、取締役木村敏晴氏及び、監査役井上賢氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

#### (2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

| 区 分              | 支給人員       | 支給額                   |
|------------------|------------|-----------------------|
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 5名<br>(1名) | 90,342千円<br>(2,400千円) |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 3名<br>(2名) | 5,250千円<br>(3,600千円)  |
| 合計<br>(うち社外役員)   | 8名<br>(3名) | 95,592千円<br>(6,000千円) |

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成27年9月25日開催の第17期定時株主総会において年額300,000千円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。

3. 監査役の報酬限度額は、平成16年9月13日開催の第6期定時株主総会において年額50,000千円以内と決議いただいております。

### (3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役木村敏晴氏は、合同会社コロボックルの代表、株式会社フロンティアベースの代表取締役であります。

なお、当社と当該他の法人等との間に特別な関係はありません。

- ・監査役榎卓生氏は、株式会社マネージメントリファインの代表取締役、税理士法人大手前総合事務所の代表社員であります。

なお、当社と当該他の法人等との間に特別な関係はありません。

- ・監査役井上賢氏は、ACCES法律事務所の代表であります。

なお、当社と当該他の法人等との間に特別な関係はありません。

② 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・監査役榎卓生氏は、株式会社アイ・ピー・エスの社外取締役、SPK株式会社及び株式会社TBグループの社外監査役であります。

なお、当社と当該他の法人等との間に特別な関係はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

|          | 活動状況                                                                                                                                                                 |
|----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 木村敏晴 | 当事業年度におきましては、22回の取締役会（定時取締役会12回）全てに出席し、経営者としての豊富な経験・知識から、経営意思決定に関し、意見を述べております。                                                                                       |
| 監査役 榎卓生  | 当事業年度におきましては、22回の取締役会（定時取締役会12回）全てに出席し、公認会計士としての専門的見地から、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。また、監査役会において14回の監査役会全てに出席し、経理システム並びに内部監査について適宜、必要な発言を行い、監査に関する重要事項の協議等を行っております。 |
| 監査役 井上賢  | 当事業年度におきましては、22回の取締役会（定時取締役会12回）全てに出席し、弁護士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において14回の監査役会全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。            |

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び両社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額であります。

## 4. 会計監査人の状況

(1) 名称 EY新日本有限責任監査法人

(注) 当社の会計監査人であった新日本有限責任監査法人は、平成30年7月1日をもって、EY新日本有限責任監査法人に名称を変更しております。

### (2) 報酬等の額

|                         | 報酬等の額    |
|-------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額     | 12,696千円 |
| 当社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額 | 12,696千円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況、及び報酬見積りの算定根拠などを確認し、検討した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等について同意をしております。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

#### (5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額であります。

## 5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 当社及び当社子会社の取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 全ての役員及び使用人に、法令遵守、社会倫理の遵守、定款遵守及び清廉潔白や公明正大が企業活動の原点であることを周知徹底しております。
- ② 公正な事業活動及び法令遵守の徹底を強化する目的として、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の整備・向上を推進しております。
- ③ 法令もしくは定款上疑義のある行為等の早期発見と是正を目的に「公益通報者保護規程」を制定し、コンプライアンス違反に関する問題の把握に努めております。
- ④ 当社は、企業市民としての社会的責任を認識し、市民社会への秩序や安全に脅威を与えるような反社会的勢力及び団体とは一切の関係を持たないこととし、不当な要求に対しては毅然とした対応を行います。

### (2) 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理は、「文書管理規程」に基づき適切・確実に、定められた期間、保存、管理することとし、必要に応じて閲覧可能な状態を維持しております。

### (3) 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 財務、品質、災害、情報セキュリティなど経営に重大な損失を与えるおそれのあるリスクについては、リスク管理に関する規程やマニュアルを制定し、リスク管理体制を整備しております。なお、不測の事態が生じた場合には、社長指揮下の対策本部を設置し、損失の最小化を図るため、適切な方法を検討し、迅速な対応を行います。
- ② 監査役会及び内部監査室は各部門のリスク管理状況を監査しております。取締役会は適宜リスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善を行っております。

### (4) 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 「取締役会規程」に基づき、毎月取締役会を開催し、重要事項及び法定事項について適宜かつ適切に意思決定を行うとともに、業務執行の

監督を行っております。

- ② 取締役会で決議すべき事項及び承認すべき事項は「取締役会規程」に定め、取締役会付議事項の審議及びその他重要事項の審議機関として経営会議を設置し効率的な運営を図っております。

**(5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項**

- ① 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役会と協議の上、適宜、専任または兼任による使用人を置くこととしております。
- ② 監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人はその命令に関して、取締役、内部監査室等の指揮命令を受けないものとしております。

**(6) 当社及び当社子会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制**

- ① 取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項及び不正行為や重要な法令定款違反行為を認知した場合の他、取締役会に付議する重要な事項と重要な決定事項、経営会議その他重要な会議の決定事項、重要な会計方針・会計基準及びその変更、内部監査の実施状況、重要な月次報告、その他必要な重要事項を、法令・定款及び社内規程等に基づき監査役に報告いたします。なお、前記の報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないものいたします。
- ② 監査役は重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会及びその他重要会議に出席するとともに、業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることとしております。
- ③ 当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理するものいたします。

**(7) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

監査役は、適正な監査の実現を図るため、代表取締役と定期的に意見交換の場を設けるとともに、内部監査室及び会計監査人と情報交換を行い、連携を保ちながら自らの監査成果の達成を図っております。

**(8) 財務報告の信頼性を確保するための体制**

当社の財務報告に係る透明性・信頼性の確保及び内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、財務報告に係る内部統制の整備、運用、評価及び継続的な見直しを行うこととしております。

**(9) 反社会的勢力排除に向けた体制**

当社は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与えるいずれの勢力とも関わりを持たず、不当な要求を受けた場合には、毅然とした姿勢で組織的に対応いたします。

**(10) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。**

- ① 取締役の職務執行に係る情報の保存については、文書管理規程に従って適正に保存され、また取締役及び監査役が常時閲覧できる状態となっております。
- ② 各部門の業務執行にあたっては、権限規程に基づく適正な権限分配の下、業務担当取締役が統括し、稟議の電子化等、ITを利用した効率化を図っております。
- ③ コンプライアンスへの理解を深め、健全な職務執行を行う環境を整備するために、当社のマニュアル等に基づき、主に、情報セキュリティ、インサイダー取引防止及び、財務報告に係る内部統制に関する教育・研修を実施しております。
- ④ 毎週開催される、経営幹部が出席する経営会議において、経営課題の把握と対応方針、各種リスクが顕在化した場合の解決策について討議を行うとともに、情報の共有化を図っております。

## **5. 剰余金の配当等の決定に関する方針**

当社は、機動的な配当政策を行うことを目的に、取締役会の決議により剰余金の配当等を決定できる旨を定款に定めております。

当社は、株主の皆様への適切な利益配分を経営の重要課題であると認識しており、人材育成及び教育、将来の事業展開と経営体質の強化のため十分な

内部留保を勘案した上で、当社成長に見合った利益還元を行っていくことを基本方針としております。

この方針に基づき、当事業年度におきましては、平成30年8月17日開催の取締役会において、当事業年度は1株当たり10円の期末配当を決議しております。

# 貸借対照表

(平成30年6月30日現在)

(単位：千円)

| 資産の部            |                  | 負債の部            |                  |
|-----------------|------------------|-----------------|------------------|
| 科目              | 金額               | 科目              | 金額               |
| <b>流動資産</b>     | <b>1,820,865</b> | <b>流動負債</b>     | <b>1,386,076</b> |
| 現金及び預金          | 1,157,862        | 買掛金             | 240,513          |
| 売掛金             | 158,716          | 1年内返済予定の長期借入金   | 283,092          |
| 原材料及び貯蔵品        | 65,337           | リース債務           | 18,443           |
| 前払費用            | 139,610          | 未払金             | 156,593          |
| 繰延税金資産          | 32,522           | 未払費用            | 330,507          |
| その他             | 266,815          | 未払法人税等          | 109,374          |
| <b>固定資産</b>     | <b>2,571,344</b> | 未払消費税等          | 82,782           |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>1,451,712</b> | 前受金             | 4,140            |
| 建物              | 1,250,589        | 預り金             | 48,935           |
| 工具、器具及び備品       | 170,910          | 前受収益            | 103,898          |
| リース資産           | 20,850           | 株主優待引当金         | 7,795            |
| 建設仮勘定           | 9,362            | <b>固定負債</b>     | <b>1,105,415</b> |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>1,342</b>     | 長期借入金           | 1,072,359        |
| 電話加入権           | 737              | リース債務           | 8,834            |
| ソフトウェア          | 484              | 長期前受収益          | 1,284            |
| リース資産           | 120              | 資産除去債務          | 16,526           |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>1,118,289</b> | その他             | 6,411            |
| 投資有価証券          | 39,755           | <b>負債合計</b>     | <b>2,491,491</b> |
| 関係会社株式          | 193,726          | <b>純資産の部</b>    |                  |
| 出資金             | 3,927            | 株主資本            | 1,900,718        |
| 長期前払費用          | 11,861           | 資本金             | 381,530          |
| 繰延税金資産          | 90,978           | 資本剰余金           | 364,614          |
| 差入保証金           | 778,808          | 資本準備金           | 341,475          |
| 貸倒引当金           | △768             | その他資本剰余金        | 23,139           |
| <b>資産合計</b>     | <b>4,392,210</b> | 利益剰余金           | 1,268,430        |
|                 |                  | その他利益剰余金        | 1,268,430        |
|                 |                  | 繰越利益剰余金         | 1,268,430        |
|                 |                  | <b>自己株式</b>     | <b>△113,857</b>  |
|                 |                  | <b>純資産合計</b>    | <b>1,900,718</b> |
|                 |                  | <b>負債・純資産合計</b> | <b>4,392,210</b> |

(注) 1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。  
2. 個別注記表はWEB開示しております。

# 損 益 計 算 書

(平成29年7月1日から)  
(平成30年6月30日まで)

(単位：千円)

| 科 目                     | 金 額     |           |
|-------------------------|---------|-----------|
| I 売 上 高                 |         | 9,241,583 |
| II 売 上 原 価              |         | 2,514,353 |
| 売 上 総 利 益               |         | 6,727,229 |
| III 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 |         | 6,369,181 |
| 営 業 利 益                 |         | 358,048   |
| IV 営 業 外 収 益            |         |           |
| 1. 受 取 利 息              | 93      |           |
| 2. 協 賛 金 収 入            | 3,997   |           |
| 3. 受 取 補 償 金            | 641     |           |
| 4. そ の 他                | 1,072   | 5,805     |
| V 営 業 外 費 用             |         |           |
| 1. 支 払 利 息              | 2,847   |           |
| 2. 支 払 手 数 料            | 1,437   |           |
| 3. そ の 他                | 4,009   | 8,294     |
| 経 常 利 益                 |         | 355,558   |
| VI 特 別 損 失              |         |           |
| 1. 固 定 資 産 除 却 損        | 670     |           |
| 2. 減 損 損 失              | 103,340 | 104,011   |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         |         | 251,547   |
| 法人税、住民税及び事業税            | 127,452 |           |
| 法人税等調整額                 | △23,623 | 103,828   |
| 当 期 純 利 益               |         | 147,719   |

(注) 1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 個別注記表はWEB開示しております。

# 株主資本等変動計算書

(平成29年7月1日から  
平成30年6月30日まで)

(単位：千円)

|                                 | 株 主 資 本 |         |              |             |                             |             |          |            |
|---------------------------------|---------|---------|--------------|-------------|-----------------------------|-------------|----------|------------|
|                                 | 資本金     | 資本剰余金   |              |             | 利益剰余金                       |             | 自己株式     | 株主資本計<br>合 |
|                                 |         | 資本準備金   | その他<br>資本剰余金 | 資本剰余金計<br>合 | その他利益<br>剰余金<br>繰越利益<br>剰余金 | 利益剰余金計<br>合 |          |            |
| 平成29年7月1日 残高                    | 381,530 | 341,475 | 23,139       | 364,614     | 1,197,397                   | 1,197,397   | △113,857 | 1,829,684  |
| 事業年度中の変動額                       |         |         |              |             |                             |             |          |            |
| 剰余金の配当                          |         |         |              |             | △76,685                     | △76,685     |          | △76,685    |
| 当期純利益                           |         |         |              |             | 147,719                     | 147,719     |          | 147,719    |
| 株主資本以外の項目<br>の事業年度中の変動<br>額(純額) |         |         |              |             |                             |             |          |            |
| 事業年度中の変動額合計                     | —       | —       | —            | —           | 71,033                      | 71,033      | —        | 71,033     |
| 平成30年6月30日 残高                   | 381,530 | 341,475 | 23,139       | 364,614     | 1,268,430                   | 1,268,430   | △113,857 | 1,900,718  |

|                                 | 純資産合計     |
|---------------------------------|-----------|
| 平成29年7月1日 残高                    | 1,829,684 |
| 事業年度中の変動額                       |           |
| 剰余金の配当                          | △76,685   |
| 当期純利益                           | 147,719   |
| 株主資本以外の項目<br>の事業年度中の変動<br>額(純額) | —         |
| 事業年度中の変動額合計                     | 71,033    |
| 平成30年6月30日 残高                   | 1,900,718 |

- (注) 1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。  
2. 個別注記表はWEB開示しております。

独立監査人の監査報告書

平成30年8月24日

株式会社きちり  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 大谷 智英 印  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 谷間 薫 印  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社きちりの平成29年7月1日から平成30年6月30日までの第20期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は持株会社体制に移行するため、平成30年8月17日開催の取締役会決議に基づき、同日付で吸収分割契約を締結した。

当該事項は監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年7月1日から平成30年6月30日までの第20期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年8月29日

株式会社きちり 監査役会

常勤監査役 長 鋪 潤 印

社外監査役 榎 卓生 印

社外監査役 井上 賢 印

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 吸収分割契約承認の件

#### 1. 吸収分割を行う理由

当社は、ホスピタリティの提案・提供によってpositive eating（楽しい食事によって癒し、安らぎ、明日への活力を感じていただくこと）の概念を浸透させ「外食産業の新たなスタンダードの創造」を実現するというビジョンのもと、これまで培ってきた業態開発力を活かして「Casual Dining KICHIRI」、ハンバーグ専門店「いしがまやハンバーグ」、オムライス専門店「3 Little Eggs」など全国に24業態95店舗を直営展開してまいりました。また平成30年5月15日には、これまでの出店戦略である経営効率の高い首都圏・関西圏における直営店舗展開によるドミナント戦略に加え、首都圏・関西圏外での加速度的出店による更なる収益化の手段として、フランチャイズ事業を開始することを決議しており、事業構造変革の過渡期にあります。

中食業界の拡大、新規参入が容易であること等により競争が激化している外食業界において、持続的な成長を果たしていくために当社は多業態の開発を進めることでライセンスの蓄積を進め、ライセンスホルダーとして直営及びフランチャイズ事業展開を行っていく方針にございますが、これを実現するためのガバナンス構造として、持株会社体制移行の可能性を模索してまいりました。

今般、当社は事業構造の変革期に、持株会社体制によりもたらされる事業毎の権限と責任の分離による意思決定の迅速化、事業リスク分散、明確な事業業績測定といった効果が今後の当社の持続的な成長による企業価値向上に必要な不可欠であると考え、持株会社体制への移行を決定いたしました。

以上の理由により、平成31年1月1日をもって持株会社体制へ移行するため、当社が有する外食産業に関して有する権利義務を吸収分割承継会社に吸収分割の方法により承継する内容の吸収分割契約について、ご承認をお願いするものであります。

## 2. 吸収分割契約の内容の概要

### 吸収分割契約書（写）

株式会社きちり（以下、「甲」という。）及び株式会社きちり分割準備会社（以下、「乙」という。）は、甲の事業のうち、外食事業（以下、「本件事業」という。）に関して有する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下、「本件分割」という。）に関し、次のとおり吸収分割契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

#### 第1条（吸収分割）

甲は、本契約に定めるところに従って、本件分割がその効力を生ずる日（以下、「効力発生日」という。）をもって本承継対象権利義務（第3条に定義される。）を分割して乙に承継させ、乙は、これを承継する。

#### 第2条（当事会社の商号及び住所）

本件分割にかかる、吸収分割会社と吸収分割承継会社の商号及び住所は次のとおりである。

##### （甲）吸収分割会社

商号：株式会社きちり

住所：大阪府中央区安土町二丁目3番13号

##### （乙）吸収分割承継会社

商号：株式会社きちり分割準備会社

住所：東京都渋谷区渋谷一丁目17番2号

#### 第3条（権利義務の承継）

- （1）乙が本件分割により甲から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務（以下、「本承継対象権利義務」という。）は、別紙「承継権利義務明細表」記載のとおりとする。
- （2）前項にかかわらず、本承継対象権利義務のうち（i）法令、条例等により本件分割による承継ができないもの、又は（ii）本件分割による承継に関し契約上の定めに基づき重大な支障が生じ若しくは生じる可能性があるものについては、甲及び乙は協議の上、これを承継対象から除外することができる。
- （3）本件分割による甲から乙への債務の承継については、すべて重疊的債務引受の方法によるものとする。ただし、この場合における甲乙間の最終的な債務の負担者は乙とし、当該承継する債務について、甲が履行その他の負担をしたときは、甲は乙に対しその負担の全額について求償することができるものとする。

第4条（吸収分割に際して交付する金銭等）

乙は、本件分割に際して、甲に対し、乙の普通株式900株を発行し、そのすべてを本承継対象権利義務の対価として割当交付する。

第5条（乙の資本金等の額）

本件分割により増加する乙の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。ただし効力発生日における本件事業における資産及び負債の状態により、甲及び乙は協議の上、これを変更することができる。

- |              |                                           |
|--------------|-------------------------------------------|
| (1) 資本金      | 9,000,000円                                |
| (2) 資本準備金    | 0円                                        |
| (3) その他資本剰余金 | 会社計算規則第37条第1項に規定する株主資本等変動額から、前各号の額を減じて得た額 |
| (4) 利益準備金    | 0円                                        |
| (5) その他利益剰余金 | 0円                                        |

第6条（効力発生日）

本件分割の効力発生日は、平成31年1月1日とする。ただし、手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙は協議の上、これを変更することができる。

第7条（株主総会の承認）

甲及び乙は、効力発生日の前日までに、それぞれ、株主総会を開催し、本契約の承認及び本件分割に必要な事項に関する決議を求める。ただし、手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙は協議の上、これを変更することができる。

第8条（商号変更）

本件分割の効力発生を条件として、効力発生日をもって、甲は、株式会社きちりホールディングスに、乙は、株式会社KICHIRIに、それぞれ商号変更するものとする。

第9条（競業禁止義務）

甲は、本件分割の効力発生後においても、本件事業について、一切競業禁止義務を負わないものとする。

第10条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結後、効力発生日に至るまで、善良なる管理者としての注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理運営を行い、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ協議の上、これを行うものとする。

第11条（本契約の条件変更及び解除）

本契約締結後、効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産状態あるいは経営状態に重要な変動が生じた場合、法令に定める関係諸官庁等の承認が得られなかった場合、又は本件分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、必要な株主総会による承認が得られなかった場合、その他本件分割の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙は協議の上、本件分割の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第12条（その他）

本契約に定めるもののほか、本件分割に関して必要な事項については、本契約の趣旨に従って、甲乙協議の上、適宜決定するものとする。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成30年8月17日

(甲) 大阪府中央区安土町二丁目3番13号  
株式会社きちり  
代表取締役社長 平川 昌紀

(乙) 東京都渋谷区渋谷一丁目17番2号  
株式会社きちり分割準備会社  
代表取締役社長 平川 昌紀

## 別紙 承継権利義務明細表

乙は、本件分割により、本件分割の効力発生日における甲の本件事業に属する次に記載する資産、債務、雇用契約その他の権利義務を甲から承継する。

なお、承継する権利義務のうち資産及び負債については、平成30年6月30日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに本件分割の効力発生日前日までの増減を加除した上で確定する。

### 1. 承継する資産

本件事業に属する以下の資産

#### (1) 流動資産

本件分割の効力発生日における本件事業に係る以下の資産

現金及び預金、売掛金、商品、原材料及び貯蔵品、前払費用、未収入金、預け金、その他流動資産、貸倒引当金、前記資産に係る繰延税金資産

#### (2) 固定資産

本件分割の効力発生日における本件事業に係る以下の資産

建物、建物付属設備、工具、器具及び備品、リース資産、建設仮勘定、ソフトウェア、電話加入権、長期前払費用、敷金及び保証金、その他固定資産（投資有価証券、関係会社株式、出資金を除く）、前記資産に係る繰延税金資産

### 2. 承継する負債

本件事業に属する以下の負債

#### (1) 流動負債

本件分割の効力発生日における本件事業に係る以下の負債

買掛金、短期借入金、1年内返済予定の長期借入金、リース債務、未払金、未払費用、前受金、預り金、前受収益、その他流動負債

#### (2) 固定負債

本件分割の効力発生日における本件事業に係る以下の負債

長期借入金、リース債務、資産除去債務、長期前受収益、その他固定負債

### 3. 承継する雇用契約

本件分割の効力発生日において、本件事業に属する従業員（社員、パート、アルバイトを含む。）に係る雇用契約上の地位及び当該契約に基づき発生する一切の権利義務は乙が承継する。

ただし、子会社の事業活動に対する支配又は管理に関する事業及びグループ運営に関する事業部門に在籍する従業員に係る労働契約上の地位は除く。

### 4. 承継するその他の権利義務等

#### (1) 知的財産

本件分割の効力発生日において、本件事業に属する甲の特許、実用新案、商標、意匠、著作に関する権利を含む一切の知的財産は、乙には承継しないものとし、乙が本件事業の継続に使用するものについては、別途協議の上、甲が乙に使用を許諾する。

#### (2) 雇用契約以外の契約

本件事業に関して甲が締結した売買契約、取引基本契約、業務委託契約、賃貸借契約（事務所に係る賃貸借契約を除く。）、請負契約、リース契約、派遣契約、その他本件事業に関する一切の契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務。ただし、法令上承継が認められないもの、契約上承継できないもの、承継に際して許認可等の再取得が必要なもののうち本件分割の効力発生日までに必要な対応が完了できなかったもの及び甲が引き続き保有する必要があるものを除く。

#### (3) 認許可等

本件事業に関する許可、認可、承認、登録及び届出等のうち、法令上承継可能なもの。ただし、甲が引き続き保有する必要があるものを除く。

以 上

### 3. 会社法施行規則第183条に定める内容の概要

#### (1) 会社法第758条第4号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

##### ① 交付する株式数に関する事項

本件分割に際して、吸収分割承継会社である株式会社きちり分割準備会社は新たに普通株式900株を交付し、そのすべてを吸収分割会社である当社に割当交付いたします。吸収分割承継会社は当社の100%出資子会社であり、本件

分割に際して吸収分割承継会社が新たに発行する株式の全部を当社に交付するため、吸収分割承継会社が交付する株式数については、両社で協議の上決定しており、相当であると判断いたしました。

②資本金及び準備金の額に関する事項

本件分割により増加する吸収分割承継会社の資本金及び準備金の額は、次のとおりであり、本件分割後における吸収分割承継会社の事業内容及び当社から承継する資産及び負債に照らして相当な額であると判断いたしました。

- 1) 資本金 9,000,000円
- 2) 資本準備金 0円
- 3) その他の資本剰余金 会社計算規則第37条第1項に規定する株主資本等変動額から、前各号の額を減じて得た額
- 4) 利益準備金 0円
- 5) その他の利益剰余金 0円

(2) 吸収分割承継会社の成立の日における貸借対照表の内容

吸収分割承継会社は、平成30年8月10日に成立した会社であるため、確定した最終事業年度はありません。同社の成立の日における貸借対照表の内容は以下のとおりです。

(単位：千円)

| 科目                       | 金額    | 科目                     | 金額    |
|--------------------------|-------|------------------------|-------|
| (資産の部)<br>流動資産<br>現金及び預金 | 1,000 | (純資産の部)<br>株主資本<br>資本金 | 1,000 |
| 資産合計                     | 1,000 | 負債・純資産合計               | 1,000 |

(3) 吸収分割承継会社の成立の日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

(4) 吸収分割会社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

当社は第1号議案「吸収分割契約承認の件」に記載のとおり、平成31年1月1日（予定）をもって、これまでの体制から持株会社体制（同日付で「株式会社きちりホールディングス」に商号変更予定）へ移行いたします。これに伴い第1号議案が承認可決され、本件吸収分割の効力が発生することを条件として、現行定款第1条（商号）及び第2条（目的）を変更し、併せて、平成31年1月1日に効力が発生する旨の附則を設けるものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分であります。）

| 現行定款                                                                                                                                                              | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>（商号）<br/>第1条 当社は、<u>株式会社きちりと</u>称し、英文では<u>KICHIRI &amp; CO., Ltd.</u>と表示する。</p> <p>（目的）<br/>第2条 当社は、<u>次の事業を営むこと</u>を目的とする。</p> <p>（1）～（16）（条文省略）<br/>（新設）</p> | <p>（商号）<br/>第1条 当社は、<u>株式会社きちりホールディングス</u>と称し、英文では<u>KICHIRI HOLDINGS &amp; CO., Ltd.</u>と表示する。</p> <p>（目的）<br/>第2条 当社は、<u>次の各号に掲げる事業を営む会社（外国会社を含む。）</u>、<u>組合（外国における組合に相当するものを含む。）</u>、<u>その他、これに準ずる事業体の株式または持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配・管理すること</u>を目的とする。</p> <p>（1）～（16）（現行どおり）<br/>2. <u>当社は、前項各号およびこれに付帯または関連する一切の事業を営むことができる。</u></p> |

| 現行定款 | 変更案                                                                                                     |
|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (新設) | <u>(附 則)</u><br><u>第1条 本定款の第1条(商号)および第2条(目的)の変更は、平成31年1月1日に効力を生じるものとする。なお、本附則は、効力発生日の経過をもってこれを削除する。</u> |

### 第3号議案 取締役6名選任の件

取締役5名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営体制の強化のため1名増員し、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号                                                                                                                                        | 氏名<br>(生年月日)                      | 略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                          | 所有する当社株式の数 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1<br>再任                                                                                                                                      | ひらかわまさのり<br>平川昌紀<br>(昭和44年7月16日生) | 平成5年4月 株式会社ダイヤモンドリゾート<br>(現 株式会社ダイヤモンドソサエティ) 入社<br>平成9年11月 個人にて飲食店の経営開始<br>平成10年7月 有限会社吉利(現 株式会社きちり) 設立<br>代表取締役<br>平成12年11月 当社代表取締役社長(現任)<br>平成27年3月 イーターリー・アジア・パシフィック株式会社 取締役(現任)<br>平成27年4月 KICHIRI USA INC. PRESIDENT<br>(現任)<br>平成30年6月 株式会社ユニゾン・ブルー 取締役(現任) | 242,300株   |
| <p>取締役候補者とした理由</p> <p>平川昌紀氏は、創業時より代表取締役を務めており、経営の指揮及び監督を適切に行い、経営トップとしての手腕を発揮してきました。持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p> |                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                   |            |

| 候補者番号                                                                                                                                 | 氏名<br>(生年月日)                                               | 略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 所有する当社株式の数 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| <p style="text-align: center;">2</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">再任</div> | <p style="text-align: center;">葛原 昭<br/>(昭和48年9月19日生)</p>  | <p>平成10年12月 橋爪総合会計事務所（現 税理士法人 大阪合同会計事務所）入所</p> <p>平成15年2月 当社入社</p> <p>平成17年11月 当社株式公開準備室長</p> <p>平成18年4月 当社管理本部長</p> <p>平成18年10月 当社取締役管理本部長</p> <p>平成22年9月 当社常務取締役経営管理本部長（現任）</p> <p>平成22年11月 株式会社オープンクラウド 代表取締役社長（現任）</p> <p>平成27年3月 イータリー・アジア・パシフィック株式会社 監査役（現任）</p> <p>平成30年6月 株式会社ユニゾン・ブルー 監査役（現任）</p> | 370,000株   |
| 取締役候補者とした理由                                                                                                                           |                                                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |            |
| <p>葛原昭氏は、平成18年10月から取締役として企業経営に従事し、経営管理本部長としてその役割・責務を実効的に果たしております。持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>            |                                                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |            |
| <p style="text-align: center;">3</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">再任</div> | <p style="text-align: center;">平田 哲士<br/>(昭和52年7月20日生)</p> | <p>平成12年4月 株式会社大和実業入社</p> <p>平成13年1月 当社入社</p> <p>平成18年11月 当社営業統括部長</p> <p>平成23年9月 当社取締役営業統括本部長（現任）</p> <p>平成30年6月 株式会社ユニゾン・ブルー 代表取締役社長（現任）</p>                                                                                                                                                             | 198,200株   |
| 取締役候補者とした理由                                                                                                                           |                                                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |            |
| <p>平田哲士氏は、平成23年9月から取締役として企業経営に従事し、営業統括本部長としてその役割・責務を実効的に果たしております。持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>            |                                                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |            |

| 候補者番号                                                                                                                                                | 氏名<br>(生年月日)                               | 略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                     | 所有する当社株式の数 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 4<br>再任                                                                                                                                              | まつ ふじ しん じ<br>松 藤 慎 治<br>(昭和52年11月16日生)    | 平成10年11月 大阪電技株式会社入社<br>平成18年1月 当社入社<br>平成25年10月 当社執行役員 商品統括本部長<br>平成27年9月 当社取締役商品統括本部長(現任)   | 26,000株    |
| <p>取締役候補者とした理由</p> <p>松藤慎治氏は、平成27年9月から取締役として企業経営に従事し、商品統括本部長としてその役割・責務を実効的に果たしております。持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>        |                                            |                                                                                              |            |
| 5<br>新任                                                                                                                                              | かき はら こういちろう<br>柿 原 孝 一 郎<br>(昭和56年3月27日生) | 平成15年4月 大成建設株式会社入社<br>平成24年1月 株式会社エー・ピーカンパニー入社<br>平成25年8月 当社入社<br>平成27年9月 当社執行役員 開発本部 部長(現任) | 6,000株     |
| <p>※<br/>取締役候補者とした理由</p> <p>柿原孝一郎氏は、平成27年9月から執行役員として企業経営に従事し、開発本部 部長としてその役割・責務を実効的に果たしております。持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、新たに取締役として選任をお願いするものであります。</p> |                                            |                                                                                              |            |

| 候補者番号                                                                                                                                                                           | 氏名<br>(生年月日)                  | 略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                           | 所有する当社株式の数 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| <p>6</p> <p>再任<br/>社外<br/>独立</p>                                                                                                                                                | <p>木村敏晴<br/>(昭和52年9月16日生)</p> | <p>平成12年4月 ベイン・アンド・カンパニー・ジャパン・インコーポレイテッド入社</p> <p>平成20年2月 ワタミ株式会社入社</p> <p>平成20年6月 ワタミフードサービス株式会社 CFO</p> <p>平成21年4月 ワタミ株式会社上席執行役員 CFO</p> <p>平成21年6月 ワタミ株式会社取締役上席執行役員 CFO</p> <p>平成23年11月 合同会社コロボックル代表 (現任)</p> <p>平成24年9月 当社取締役 (現任)</p> <p>平成26年1月 株式会社フロンティアベース 代表取締役 (現任)</p> | <p>一株</p>  |
| <p>社外取締役候補者とした理由</p> <p>木村敏晴氏は、経理財務に関する専門知識及び経営者としての経験を有しており、平成24年9月から社外取締役として、経営を適切に監督いただいております。当社はその経験・能力を高く評価しており、当社の経営全般に対する監督とアドバイスを求めるため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。</p> |                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                    |            |

- (注) 1. ※は新任取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 木村敏晴氏は、社外取締役候補者であります。
4. 木村敏晴氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。
5. 社外取締役との責任限定契約の内容の概要は、以下のとおりであります。
- 当社は、木村敏晴氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。同氏の再任が承認された場合、同氏との間の当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、木村敏晴氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員となる予定であります。

#### 第4号議案 監査役2名選任の件

監査役長鋪潤氏及び榎卓生氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役2名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号         | 氏名<br>(生年月日)                       | 略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                               | 所有する当社株式の数 |
|---------------|------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1<br>再任       | ながしき じゅん<br>長 鋪 潤<br>(昭和49年6月8日生)  | 平成9年4月 株式会社関西スーパーマーケット入社<br>平成15年9月 司法書士中川和恵事務所入所<br>平成19年6月 当社入社<br>平成19年9月 当社内部監査担当<br>平成21年9月 当社常勤監査役(現任)                                                                                                                                                        | 6,000株     |
| 2<br>再任<br>社外 | えのき たく お<br>榎 卓 生<br>(昭和38年2月23日生) | 昭和60年10月 太田昭和監査法人(現 EY新日本有限責任監査法人)入所<br>平成9年3月 榎公認会計士・税理士事務所開業<br>平成10年6月 SPK株式会社社外監査役(現任)<br>平成12年1月 株式会社マネージメントリファイン代表取締役(現任)<br>平成14年10月 税理士法人大手前総合事務所代表社員(現任)<br>平成17年9月 当社監査役(現任)<br>平成23年6月 東和メックス株式会社(現株式会社TBグループ)社外監査役(現任)<br>平成28年9月 株式会社アイ・ビー・エス社外取締役(現任) | 99,300株    |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 榎卓生氏は、社外監査役候補者であります。
3. 榎卓生氏を社外監査役候補者とした理由は以下のとおりであります。同氏は公認会計士の資格を有し、その豊富な経験と高い専門性から業務執行機関に対する監督機能の強化を図ることができ、また人格・見識のうえで社外監査役に適任であると考えられるため、社外監査役として選任をお願いするものであります。

4. 榎卓生氏は、現在、当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって13年となります。
5. 社外監査役との責任限定契約の内容の概要は、以下のとおりであります。

当社は、榎卓生氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。同氏の再任が承認された場合、同氏との間の当該契約を継続する予定であります。

## 第5号議案 ストック・オプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の取締役及び従業員に対し、ストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

また、本議案は会社法第361条の規定に基づき、当社取締役に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び具体的な内容につき、併せてご承認をお願いするものであります。

なお、現在の当社取締役の員数は5名（うち社外取締役は1名）であり、第3号議案「取締役6名選任の件」が原案どおり可決された場合、取締役の人数は6名（うち社外取締役は1名）となります。

### 1. 特に有利な条件をもって新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社の取締役及び従業員の業績向上に対する意欲や士気を喚起するとともに優秀な人材を確保し、当社の企業価値向上に資することを目的とするものであります。

### 2. 当社の取締役に対する報酬等の額

当社取締役（社外取締役を除く。）に対して割り当てるストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額として年額100百万円を上限として設ける旨の承認をお願いするものであります。

ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び具体的な内容は、会社業績並びに当社及び当社子会社における業務執行の状況・貢献度等を基準として決定しております。

当社は、新株予約権が当社の業績価値向上への貢献意欲や士気を一層高めること等を目的として割り当てられるストック・オプションであることから、その具体的な内容は相当なものであると考えております。

なお、当社の取締役等の報酬等の額は、平成27年9月25日開催の当社第17期定時株主総会において年額300百万円以内とする旨ご承認いただいておりますが、当該報酬額とは別枠で設定するものであります。なお、この取締役の報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

### 3. 新株予約権割当の対象者

当社の取締役（社外取締役を除く。）及び従業員。

### 4. 本総会の決定に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容及び数の上限等

#### (1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式300,000株を上限とし、このうち、当社の取締役（社外取締役を除く。）に割り当てる新株予約権の数の上限は90,000株とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

#### (2) 新株予約権の数

3,000個を上限とする。なお、このうち、当社取締役（社外取締役を除く。）に付与する新株予約権は900個を上限とする。新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。ただし、前項(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

#### (3) 新株予約権と引換えに払込む金銭

新株予約権と引換えに金銭を払込むことを要しないものとする。

#### (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に当該新株予約権にかかる付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下、「終値」という。）の平均値に1.10を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が割当日の終値（当日に取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終

値)を下回る場合は、割当日の終値とする。

なお、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合等を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} + \text{新規発行前の時価}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

上記のほか、新株予約権の割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、当社取締役会の決議により合理的な範囲内で行使価額を調整するものとする。

#### (5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会決議の日後4年を経過した日から当該決議の日後10年を経過する日までの範囲内で、当該取締役会で定めるところによる。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。また、新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の公正価額

新株予約権の公正価額は、割当日における当社株価及び行使価額等の諸条件をもとにブラック・ショールズ・モデルを用いて算定する。

(9) 新株予約権の行使条件

新株予約権は権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役若しくは従業員の状態にあることを要する。ただし、当社又は当社関係会社の取締役を任期満了により退任した場合、又は定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りではない。

(10) その他の新株予約権の募集事項については、別途開催される当社取締役会の決議において定める。

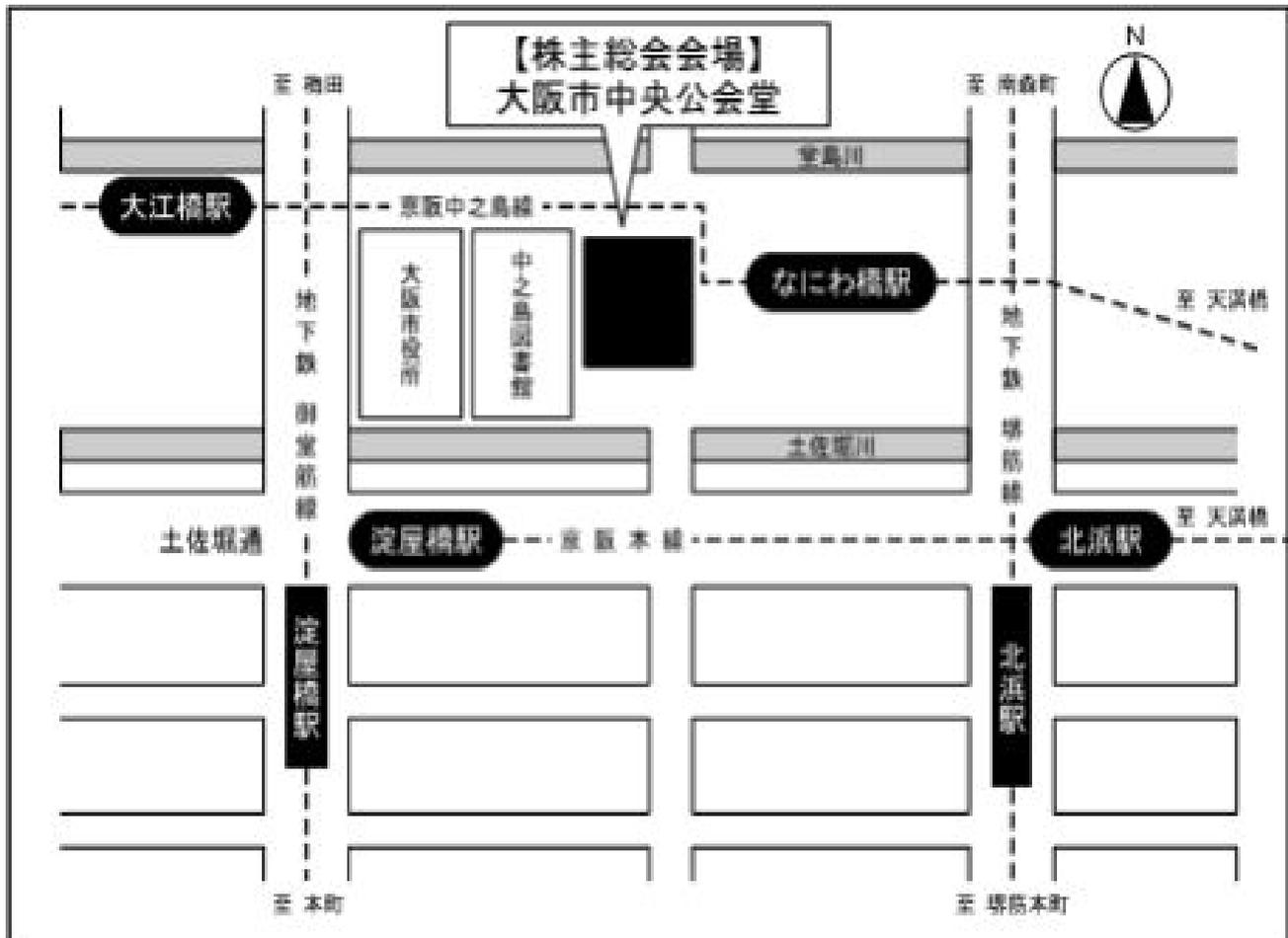
以 上

# 株主総会会場ご案内図

会場：大阪市北区中之島一丁目1番27号

大阪市中央公会堂『大集会室』

TEL 06-6208-2002



交通 地下鉄御堂筋線「淀屋橋駅」1番出口徒歩5分

地下鉄堺筋線「北浜駅」19番出口徒歩3分

京阪本線「淀屋橋駅」1番出口徒歩5分

京阪中之島線「なにわ橋駅」1番出口徒歩1分

※ご来場の際しましては、駐車場の用意がございませんので、公共交通機関のご利用をお願い申し上げます。